



## 北本市パートナーシップ宣誓証明書

住所

住所

氏名

氏名

年 月 日生

年 月 日生

宣誓日 年 月 日

北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓がなされたことを証明します。

北本市長



※ 本証明書を使用する際には、裏面の注意事項を参照してください。

### 【特記事項】

ファミリーシップにある者の氏名（ 年 月 日届出）

氏名

氏名

年 月 日生

年 月 日生

(裏)

**注意事項**

- 1 この証明書は、北本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当するときには、市長に届け出ること。
  - (1) 住所、氏名その他証明書等の記載事項に変更があったとき。
  - (2) パートナーシップが解消されたとき。
  - (3) 一方が死亡したとき。
  - (4) 一方が市外へ転出したとき。
- 3 2(2)、(3)及び(4)に該当する場合には、この証明書を市長に返還すること。

**この証明書を提示された方へ**

北本市は、多様性を認め合いながら自由で平等なまちの実現を目指しています。この証明書により、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを大切に思い合っているお二人のパートナーシップを尊重することを、北本市は、お二人に約束いたします。お二人が自由に、そして安心して、いきいきと活躍されることを期待しています。

市民や事業者の皆さまには、このパートナーシップの趣旨を御理解いただき、御協力くださいますようお願いいたします。

- 1 パートナーシップとは  
次の要件のいずれかに該当する2者が、互いを人生のパートナーとして相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約した関係をいいます。
  - (1) 双方又は一方が性的少数者であること。
  - (2) (1)に掲げるもののほか、事実上の婚姻関係にあること。
- 2 パートナーシップの宣誓をしたときに誓約した事項
  - (1) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする相手以外の者とのパートナーシップがないこと。
  - (2) 民法第734条又は第735条の規定により婚姻することができないとされている者（養子縁組をしたことにより婚姻することができない者を除く。）でないこと。
- 3 ファミリーシップとは  
パートナーシップにある者と、その一方又は双方と生計を同じくする子（養子を含む。）、親（養親を含む。）その他市長が認める者とが家族として尊重し、協力し合う関係をいいます。

**転入予定について**

転入予定の場合には、転入予定日を記載しています。

転入予定日	年 月 日	年 月 日
-------	-------	-------

**通称名を使用した宣誓について**

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載しています。

(フリガナ)		
氏 名		
戸籍上の氏名		